

改正

令和2年3月19日門真市条例第17号

令和6年6月20日門真市条例第20号

令和7年3月24日門真市条例第13号

門真市立総合体育館条例

(設置)

第1条 市民が生涯にわたり自主的・自律的に行う多様なスポーツ及びレクリエーションを通じ相互に交流を深め、もって生涯スポーツの推進を図るため、門真市立総合体育館（以下「総合体育館」という。）を門真市中町11番70号に設置する。

(指定管理者による管理)

第2条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に総合体育館の管理を行わせることができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(指定管理者が行う業務の範囲)

第3条 前条の規定により指定管理者に総合体育館の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 総合体育館の利用の許可、その取消しその他の総合体育館の利用に関する業務
- (2) 総合体育館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 総合体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(開館時間)

第4条 総合体育館（駐車場を除く。以下この条及び次条において同じ。）の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて総合体育館の開館時間を変更することができる。

2 前項の規定にかかわらず、規則で定める特別な理由があるときは、指定管理者は、同項に規定する開館時間外においても総合体育館の利用を許可することができる。

一部改正〔令和２年門真市条例17号〕

(休館日)

第５条 総合体育館の休館日は、12月29日から翌年の１月３日までの日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を受けて休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

一部改正〔令和２年門真市条例17号〕

(利用の許可)

第６条 総合体育館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。その許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

２ 指定管理者は、総合体育館の管理運営上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第７条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、総合体育館の利用を許可しない。

- (１) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (２) 建物、設備及び器具等を汚損させ、若しくは破損させ、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (３) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (４) 総合体育館の管理運営上支障があると認めるとき。
- (５) 前各号に掲げるもののほか、総合体育館を利用させることが適当でないと認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第８条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）に対し、利用の許可を取り消し、又は利用の停止その他必要な措置を講ずることができる。

- (１) この条例若しくはこの条例に基づく規則又は利用の許可条件に違反したとき。
- (２) 前条各号のいずれかに該当したとき。
- (３) 虚偽その他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (４) 災害その他緊急事態が発生したとき。
- (５) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがあるとき。

２ 前項の規定による利用の許可の取消し等により利用者に損害が生じても、市長及び指定管理者

は、その責めを負わない。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

（権利譲渡等の禁止）

第9条 利用者は、許可を受けた目的外に総合体育館を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（設置目的以外の利用）

第10条 指定管理者は、第1条に定める設置目的を妨げない限りにおいて、総合体育館の利用を許可することができる。

（特別設備等の設置）

第11条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付けの器具以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。この場合において、指定管理者は、総合体育館の管理運営上必要な条件を付することができる。

2 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、利用者に対して総合体育館の管理運営上必要な設備の設置を命ずることができる。

（原状回復義務）

第12条 利用者は、総合体育館の利用を終了したとき又は第8条第1項の規定により利用の許可が取り消されたときは、直ちに利用場所を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者において執行し、その費用を利用者から徴収するものとする。

（損害賠償）

第13条 利用者及びその利用に伴う入館者が総合体育館の建物、設備及び器具等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させたときは、利用者は、その損害を賠償しなければならない。

（利用料金）

第14条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、利用者は、利用の許可を受けた際に、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

3 前項の利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

4 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めによらない事由により利用できなくなったときその他指定管理者が特別の事由があると認めるときは、規則で定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

附 則

(施行期日)

1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。（平成28年12月門真市教委規則第12号で、同29年5月1日から施行）

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第2条、第3条及び附則第3項の規定 教育委員会規則で定める日（平成28年12月門真市教委規則第12号で、同29年1月18日から施行）

(経過措置)

2 総合体育館の利用の許可、利用料金の徴収等に係る準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(市長による管理の特例)

3 市長は、次に掲げる事由により指定管理者が総合体育館の管理業務を行うことができないときは、自ら当該管理業務の全部又は一部を行うことができる。

(1) 指定管理者が総合体育館の管理業務を休止し、又は廃止したとき。

(2) 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は総合体育館の管理業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、天災その他やむを得ない事情により指定管理者が総合体育館の管理業務を行うことができないとき。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

(指定管理者が行う管理業務に係る手続の準用)

4 第4条から第8条まで、第10条、第11条及び第12条第2項の規定は、前項に規定する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

れぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて総合体育館の	総合体育館の
第4条第2項	指定管理者	市長
第5条	指定管理者	市長
	市長の承認を受けて休館日に	休館日に
第6条、第7条、第8条第1項	指定管理者	市長
第8条第2項	市長及び指定管理者	市長
第10条、第11条	指定管理者	市長
第12条第2項	指定管理者	市長

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

（市長による管理における使用料の徴収）

- 5 市長は、附則第3項の規定により総合体育館の管理業務の全部又は一部を行うときは、第14条の規定にかかわらず、同条第3項後段の規定による承認を受けた利用料金の額を使用料として徴収することができる。

一部改正〔令和2年門真市条例17号〕

附 則（令和2年3月19日門真市条例第17号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に第1条、第4条から第8条まで又は第10条から第24条までの規定による改正前のそれぞれの条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、第1条、第4条から第8条まで又は第10条から第24条までの規定による改正後のそれぞれの条例の相当規定によってなされたものとみなす。

附 則（令和6年6月20日門真市条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

- 4 第15条の規定による改正後の門真市立総合体育館条例別表の規定は、令和9年4月1日以後の

門真市立総合体育館の利用に係る利用料金について適用し、同日前の門真市立総合体育館の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日門真市条例第 13 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（後略）

別表（第 14 条関係）

1 メインアリーナ等（団体利用）

施設名		基本料					
		時間別					
		午前	午後 A	午後 B	夜間	終日 A	終日 B
		午前 9 時から正午まで	正午から午後 3 時まで	午後 3 時から午後 6 時まで	午後 6 時から午後 9 時まで	午前 9 時から午後 6 時まで	午前 9 時から午後 9 時まで
メインアリーナ		円	円	円	円	円	円
	全面	9,000	9,000	9,000	10,000	27,000	37,000
	半面	4,500	4,500	4,500	5,000	13,500	18,500
	3 分の 2 面	6,000	6,000	6,000	6,800	18,000	24,800
	3 分の 1 面	3,000	3,000	3,000	3,400	9,000	12,400
サブアリーナ	全面	3,300	3,300	3,300	3,600	9,900	13,500
	半面	1,650	1,650	1,650	1,800	4,950	6,750
多目的スタジオ	全面	1,300	1,300	1,300	1,400	3,900	5,300
	半面	650	650	650	700	1,950	2,650
会議室 1		250	250	250	250	750	1,000
会議室 2		500	500	500	500	1,500	2,000
クラブハウス		500	500	500	500	1,500	2,000
剣道場・柔道場	全面	3,300	3,300	3,300	3,600	9,900	13,500
	剣道場	1,650	1,650	1,650	1,800	4,950	6,750
	柔道場	1,650	1,650	1,650	1,800	4,950	6,750
研修室		1,200	1,200	1,200	1,200	3,600	4,800

備考

1 この表は、利用者が団体又はグループ（以下「団体等」という。）で施設を利用する場合について適用する。

2 次の各号に該当する場合の利用料金は、当該各号に定める額とする。

（１） 市民（本市の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者をいう。以下同じ。）が過半数で構成する団体等以外のものが利用するとき 基本料に２を乗じて得た額

（２） アマチュアの団体等が利用する場合で、入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収するとき 基本料に５を乗じて得た額（当該団体等が、市民が過半数で構成する団体等以外である場合は、基本料に１０を乗じて得た額）

（３） アマチュア以外の団体等が利用する場合で、入場料等を徴収するとき又は営利若しくは営業の目的で利用するとき 基本料に１０を乗じて得た額（当該団体等が、市内に住所を有しない団体等である場合は、基本料に２０を乗じて得た額）

3 施設の利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

2 メインアリーナ等（個人利用）

施設名	基本料			
	午前	午後 A	午後 B	夜間
	円	円	円	円
メインアリーナ	350	350	350	350
サブアリーナ	350	350	350	350
多目的スタジオ	350	350	350	350
剣道場	350	350	350	350
柔道場	350	350	350	350
ランニングコース	250円			

備考

1 この表は、利用者が個人で施設を利用する場合について適用する。

2 ランニングコースは、１回の利用につき３時間を限度とする。

3 市民以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に２を乗じて得た額とする。

4 施設の利用時間には、準備、原状回復等に要する一切の時間を含むものとする。

3 トレーニングルーム

区分	単位	基本料
----	----	-----

		円
一時利用	1 回利用当たり	350
回数券（11回券）	11回利用当たり	3,500
定期利用	1 か月当たり	3,500

備考

- 1 トレーニングルームは、中学生（義務教育学校の後期課程に就学する生徒を含む。）以下の者は利用することができない。
- 2 トレーニングルーム（定期利用を除く。）は、1 回の利用につき 3 時間を限度とする。
- 3 市民以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に 2 を乗じて得た額とする。

4 幼児体育室

単位	基本料
1 回利用当たり	250円

備考

- 1 幼児体育室は、小学生（義務教育学校の前期課程に就学する児童を含む。）以上の者（幼児に付き添う保護者を除く。）は、利用することができない。
- 2 幼児体育室は、1 回の利用につき 1 時間を限度とする。
- 3 市民以外の者が利用するときの利用料金は、基本料に 2 を乗じて得た額とする。
- 4 幼児 1 人当たり、その幼児に付き添う保護者 1 人まで利用料金を無料とする。ただし、幼児に特別の事情がある場合は、この限りでない。

5 空調設備

施設名		単位	利用料金
メインアリーナ			円
	全面	1 時間当たり	3,300
	半面		1,650
	3 分の 2 面		2,200
	3 分の 1 面		1,100
サブアリーナ	全面		1,100
	半面		550

6 シャワー

単位	利用料金
3 分間当たり	100円

7 駐車場

区分	利用時間	利用料金
午前 8 時から午後10時まで	30分ごと	円 150
午後10時から午前 8 時まで	1 時間ごと	100

備考

- 1 午前 8 時から午後10時までの間において、利用時間に30分未満の端数があるときは、その端数は切り上げて30分とする。
- 2 午後10時から午前 8 時までの間において、利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数は切り上げて 1 時間とする。
- 3 利用料金は、総合体育館内の施設の利用者に限り、1 時間無料とする。
- 4 利用料金は、第14条第 2 項本文の規定にかかわらず、その利用の都度徴収するものとする。

一部改正〔令和 6 年門真市条例20号・ 7 年13号〕